

製品安全規制の見直し

令和6年3月18日

産業保安グループ製品安全課

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

目次

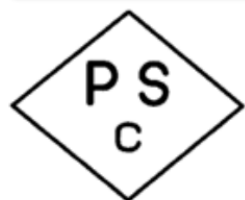
- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

乳幼児の誤飲による事故の防止（マグネットセットと水で膨らむボールの規制）①

- 近年、いわゆるマグネットセットや水で膨らむボールで、乳幼児の誤飲による事故が複数件発生。
- この状況を踏まえ、経済産業省は、販売事業者が所要の販売表示を講じるように、令和4年6月に主要なインターネットモール事業者に協力要請を実施。令和5年1月には、これら**2製品を消費生活用製品安全法の特定製品（PSCマークの対象品目）に指定**することについて、消費経済審議会への諮問し、答申を得た。
- **令和5年5月に同法の改正施行令を公布**。改正省令等と併せて翌**6月に施行**。（PSCマークを付さずに販売できる経過措置期間6か月を経て、同年**12月に完全施行**。）

政令改正について

規制対象製品（特定製品10→12品目）



（特別特定製品の表示）

- ・ 乳幼児用ベッド
- ・ 携帯用レーザー応用装置
- ・ 浴槽用温水循環器
- ・ ライター

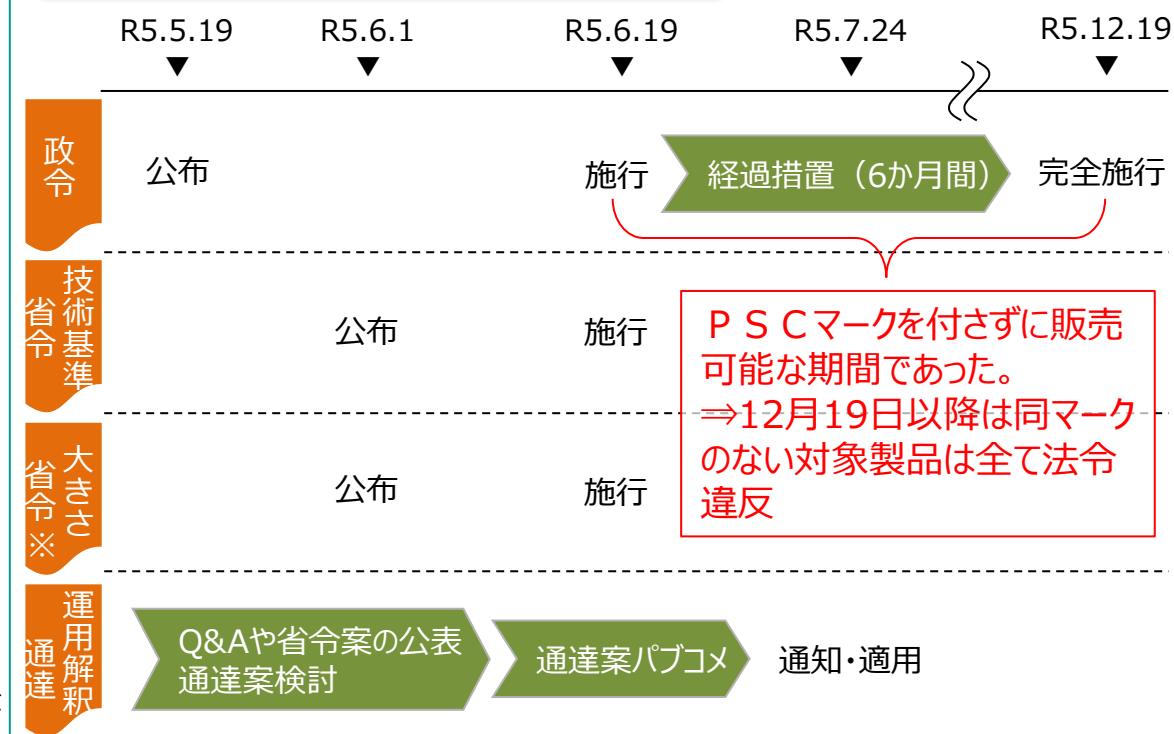
（特別特定製品以外の特定製品の表示）

- ・ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま
- ・ 乗車用ヘルメット
- ・ 登山用ロープ
- ・ 石油給湯機
- ・ 石油ふろがま
- ・ 石油ストーブ
- ・ 磁石製娯楽用品
- ・ 吸水性合成樹脂製玩具

令和5年5月
2品目を指定

※ 大きさ省令…消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令

改正政令公布以後の流れ（新規2品目）



乳幼児の誤飲による事故の防止（マグネットセットと水で膨らむボールの規制）②

- いわゆるマグネットセットが該当する**磁石製娯楽用品**といわゆる水で膨らむボールが該当する**吸水性合成樹脂製玩具**が**特定製品に追加**した。
- 当該2品目については、誤飲自体を防止することが目的ではなく、いずれも**乳幼児が誤飲するおそれのある大きき以下の製品に限定**され、仮に**乳幼児が誤飲した場合であっても、体外に自然に排出される**よう技術上の基準を定めた。
- いわゆるマグネットセット及び水で膨らむボールにあつては、**技術基準不適合になるため販売ができなくなった**。

規制内容について

磁石製娯楽用品

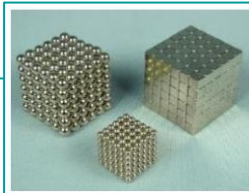
■ 政令上の規定

磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせることににより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が**経済産業省令で定める大きさ以下のもの**に限る。）

■ 主な技術基準の内容

1. 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の**磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）**のいずれもが、**50 (kG)²・mm²未満**であること。
2. 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。

- ① 満3歳に満たない乳幼児に使わせない旨
- ② 満3歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨
- ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨



マグネットセット

製品例：
国民生活センター
消費者安全調査委員会

吸水性合成樹脂製玩具

■ 政令上の規定

吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において**経済産業省令で定める大きさ以下のもの**に限る。）

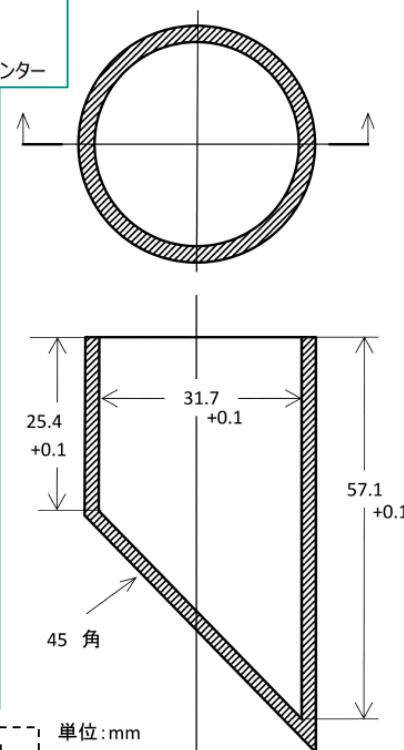
■ 主な技術基準の内容

1. 吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の**幅、高さ及び長さのいずれもが、50%を超えて膨潤しないこと**。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20mmの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10mmの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20Nを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。
 2. 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。
- ① 満3歳に満たない乳幼児に使わせない旨
 - ② 満3歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨
 - ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨



水で膨らむボール

製品例：国民生活センター



経済産業省令（大きさ省令）で定める大きさは、右図で示す円筒形容器内に完全に収まる大きさを指す。

乳幼児の誤飲による事故の防止（マグネットセットと水で膨らむボールの規制）③

- いわゆるマグネットセット（磁石製娯楽用品）については、規制以前から主要なインターネットモール事業者や関係業界団体等に対して、販売事業者向けの注意喚起（対象年齢表示の徹底 等）に係る協力依頼を実施してきたところ。
- 磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を特定製品として追加した今般の政令改正に関して、施行以前から関係業界団体等に対して改正周知に係る協力依頼を行った。
- また、関係省庁（文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁）に協力を仰ぎ、全国各自治体の保育主管担当部局、教育委員会等宛てに注意喚起及びポスター活用を旨とする事務連絡が発出され、消費者向けへの注意喚起を実施。



「こどもの死亡を防ぐための予防策」（こども家庭庁）から抜粋
(https://cdr.cfa.go.jp/prevention_measures/、参照 2024-01-10)

目次

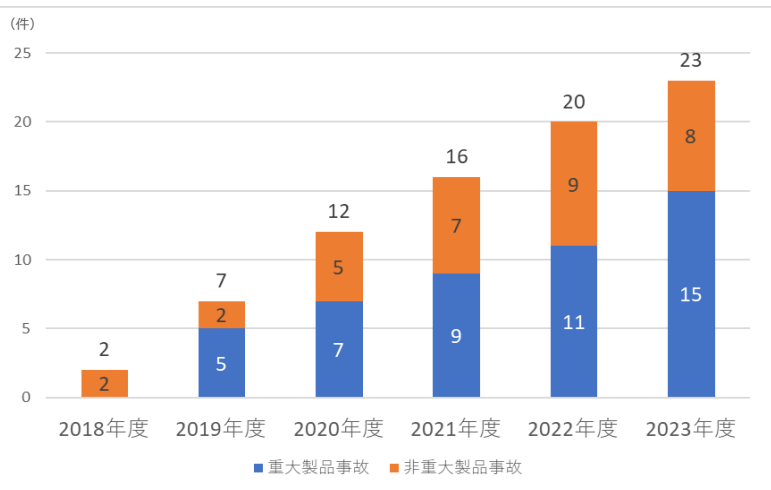
- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策**
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

ポータブル電源※の安全対策

※災害による停電時やキャンプなどアウトドアにおいて、スマートフォン等電子機器の充電等に使用される電気用品

- 災害時やアウトドア等で使用されるポータブル電源について、**事故（火災）件数が増加傾向にある。**
- **ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外だが、一定の電氣的リスク（火災・感電等）が存在する中、同製品特有の安全性要求事項が存在しないこと等を踏まえ、経済産業省は、令和5年度に安全対策に必要な要求事項の策定に向けた官民参加型の検討会を立ち上げ、製造事業者・輸入事業者等の主体的検討の下、ポータブル電源のリスクシナリオから必要なリスク低減策を考察し、安全対策を盛り込んだ安全性要求事項を取りまとめた（中間取りまとめ）。**
- **今後、経済産業省のHP等において安全性要求事項（中間取りまとめ）を公表するとともに、ポータブル電源の製造・輸入等に携わる関係者による活用を促すため、継続的な働きかけを予定。**
- **また、上記検討会に参加した製造事業者・輸入事業者等は、安全性要求事項は絶えず最新の技術動向を踏まえ更新されるべきものであること等を念頭に、持続可能な検討体制を構築すべく連絡会を設置。**
- **経済産業省としては、事故発生状況や製造事業者・輸入事業者等による自主的な活動状況を注視の上、危害・障害の防止に資する安全対策を推進していく。**

＜ポータブル電源に係る事故の発生状況＞



出典：独立法人製品評価技術基盤機構（NITE）が把握した、2018年4月1日～2024年1月31日に発生した製品事故を対象に作成。※消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に加え、NITEが収集した非重大製品事故を含む。

＜ポータブル電源に係るリスクシナリオ及び対策例＞



リスクシナリオ	対策例
例1： ポータブル電源の出力端子部に充電用ACアダプターを誤接続して通電したところ、内蔵するリチウムイオン蓄電池が過充電となって出火。	例1-1：ポータブル電源の出力部の接続器と充電用ACアダプターの出力コネクタは、互換性がないようにする。
	例1-2：ACアダプターを出力側に接続したとき、危険な状態にならないように過充電保護回路を設ける。
例2： 車での移動中又は車内で保管されていたポータブル電源から出火、製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	構造を車載を意図した振動試験に耐えるものとするに加え、電池は電池の安全規格に適合した物を使用する。その上で、取扱説明書に、自動車内に長時間放置しない旨を記載する。

【参考：ポータブル電源の安全対策（事故動向）】

第10回 産業構造審議会 製品安全小委員会
(2023年3月28日) 資料2より抜粋

- リチウムイオン蓄電池を搭載するとともに交流100ボルト程度を出力するポータブル電源※1は、近年、災害時やアウトドアで使用されるなど一般消費者に浸透。 ※1 法令に基づく用語の定義（対象範囲）は存在しないことに留意。
- NITEに寄せられたポータブル電源の使用による事故（全て火災）は増加傾向にある。
- ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外※2だが、大容量のリチウムイオン蓄電池を搭載していること等に鑑みれば、一定の電氣的リスク（火災・感電等）が存在。 ※2 充電の際に用いる直流電源装置は電気用品安全法の規制対象

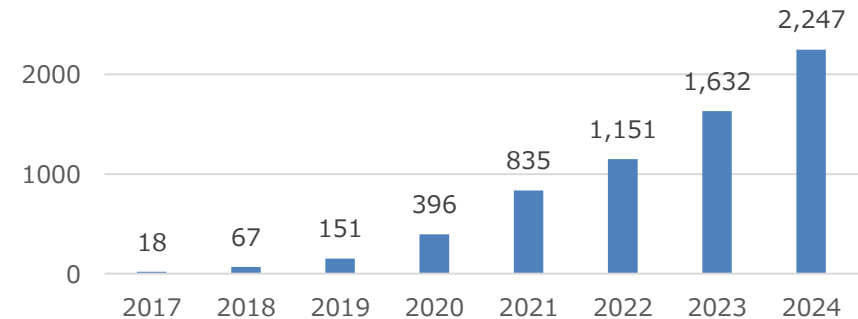
＜ポータブル電源とは＞



【用途】

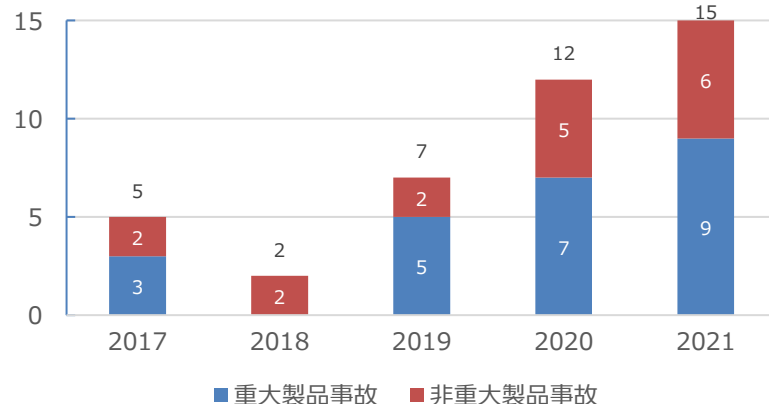
災害による停電時や、キャンプなどアウトドア環境において、家庭用の電気機器を利用したり、スマートフォン等の電子機器の充電に使用。

【参考】ポータブル電源の国内出荷台数（単位：千台）



参照文献等：QY Research株式会社レポート。なお、2022年以降の値は同社による推定値。

＜ポータブル電源に係る事故の発生状況＞



＜事故事例＞

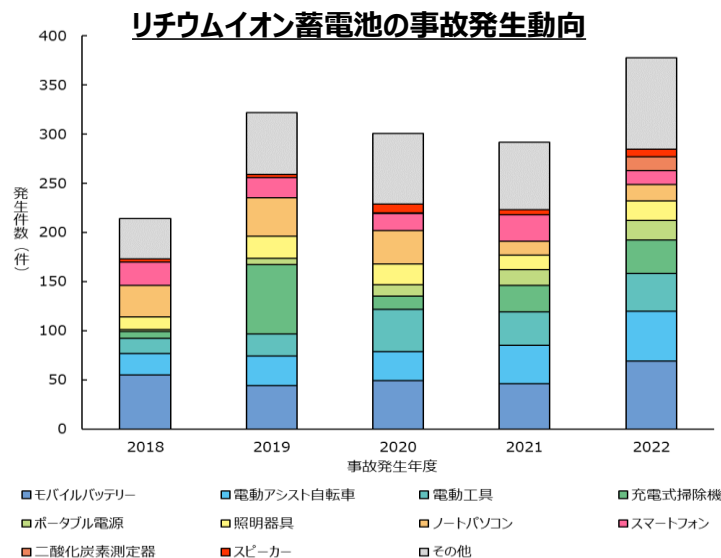
- ・ポータブル電源の出力端子部に充電用ACアダプターを誤接続して通電したところ、内蔵するリチウムイオン蓄電池が過充電となって出火。
- ・ポータブル電源を充電中にパチパチと音が鳴り始め、充電器を外したが、約30分後に大きな破裂音と共に発煙し出火。
- ・車両内で保管されていたポータブル電源から出火、製品及び周辺を焼損する火災が発生した。

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策**
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

リチウムイオン蓄電池の安全対策

- 令和4年12月、経済産業省は、リチウムイオン蓄電池は過充電による発火事故を引き起こす懸念があること等に鑑み、各電池ブロックの電圧監視に関する要件の明確化のため、**技術基準解釈別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する見直しを実施。（令和4年12月28日施行、経過措置2年）**
- 本通達見直しについて、**経過措置が1年を切った状況**に鑑み、経済産業省は、一般社団法人日本電気協会や一般社団法人電池工業会等とも連携し、**円滑な移行に向けた啓発活動を展開中。**
- また、**民間団体による自主的取組**として、リチウムイオン電池搭載機器による事故未然防止を目的とした**電気用品調査委員会**に「リチウムイオン蓄電池/搭載機器等事故調査分科会」が設置。
- 加えて、**NITE**では、リチウムイオン蓄電池搭載製品について、**事業者に対してセミナーで事故事例、事故防止策、電安法の技術基準解釈の見直し等を紹介**するとともに、**消費者に対してYouTubeの再現実験動画、プレスリリースによる注意喚起**といった取組を推進中。
- **リチウムイオン蓄電池の事故件数**は、**リコール製品や製品の多様化等により2022年度は前年度より増加した**ところ、電気用品由来の危害等の発生を防ぐ視点より、**引き続き**、関係者と連携の上、**安全対策を推進**する。



NITEによる発火に関する注意喚起

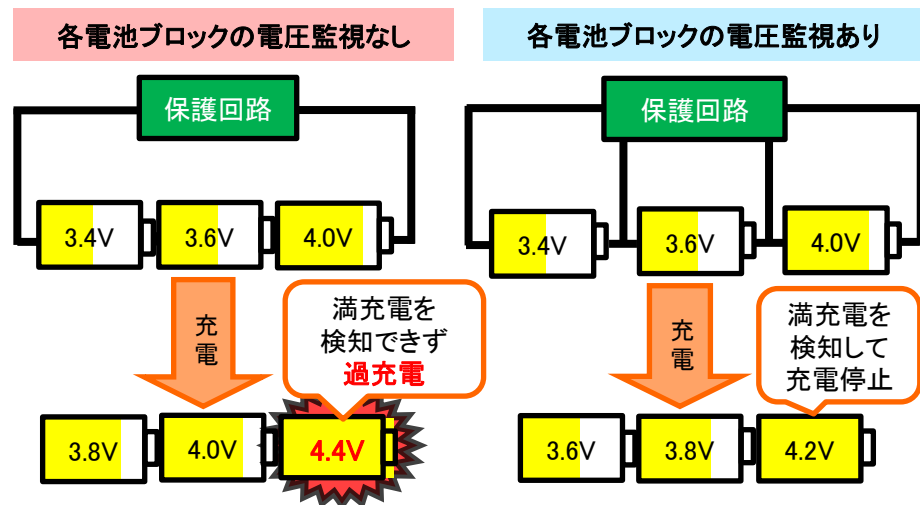


【参考：リチウムイオン蓄電池の安全対策（電安法の技術基準解釈の改正等）】

- リチウムイオン蓄電池の基準としては古い技術基準解釈※1の別表第9では、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念があったこと等に鑑み、**技術基準解釈別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する改正を行った（令和4年12月28日施行）**。
- また、リチウムイオン蓄電池に係る例外承認の審査基準※2は、今般改正される技術基準解釈別表第9（3.(11)(12)を除く）を引用しているところ、改正前の審査基準を据え置くための改正を行った（令和4年12月28日施行）。

1. リチウムイオン蓄電池における電圧監視の重要性

- 各電池ブロックの電圧監視が行われていない場合、全体での上限充電電圧に到達するまで、保護回路が働かず、充電が継続されるため、一部の電池ブロックが過充電となるおそれあり（左図参照）
- 各電池ブロックの電圧監視を行った場合、一つの電池ブロックが満充電に至った時点で、保護回路が働き、充電が停止する（右図参照）



2. 技術基準解釈改正案の背景・概要

- ① NITEによる非純正バッテリー(リチウムイオン蓄電池)の安全性調査結果より、非純正バッテリーの中には、各電池ブロックの電圧が監視されていないものが存在することが判明。
- ② 技術基準解釈において、最新の国際規格に対応の別表第12基準では、各電池ブロックの電圧監視に係る規定がある一方で、別表第9基準では明示なし。
- ③ 別表第9基準は、平成20年にリチウムイオン蓄電池の基準として技術基準解釈に追加され、当時の国際規格（IEC）を参考に作成されたが、その後見直しが行われていない。
- ④ 他方で、平成25年の技術基準体系の性能規定化に伴い、国際規格への整合化の観点から、整合規格が整備された分野から順次、旧1項基準を廃止することとしている。

これらを踏まえ、リチウムイオン蓄電池の過充電による発火事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視に係る要求事項が明示的にない別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する改正を行った。

3. 改正の時期

改正・施行：令和4年12月28日。ただし、技術基準解釈については、施行日から2年間は、なお、従前の例によることができる。

※1「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商第3号）」
※2「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（20131220商第27号）」

目次

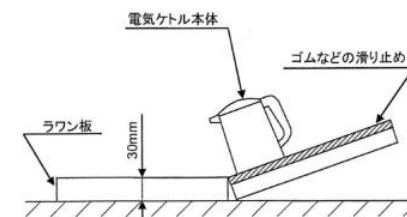
- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について**
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

電気湯沸器の安全対策について

- 電気湯沸器（電気ケトル等）については、旧来からの技術基準解釈の別表第8では、転倒流水対策を明示的に求めておらず、機器内の熱湯が流出し火傷事故を引き起こす懸念あり。
- このため、電気湯沸器の転倒流水対策について、技術基準解釈の別表第8に最新の転倒流水対策が整理されている別表第12で採用しているJIS C 9335-2-15の内容の反映を行う。

1. 技術基準解釈改正案の背景・概要

- 電気湯沸器（電気ケトル等）については、我が国の生活習慣として電気湯沸器を床に直接置くケースがあること等を背景に、例えば、足等で引っ掛けたり、幼児が触れて機器が転倒することにより機器内の熱湯が流出し火傷に至る事故が発生している状況。
- この状況を踏まえ、平成25年3月にはSマーク認証基準に、令和3年1月20日には電気湯沸器を含む液体加熱機器のJISが改正され（JIS C 9335-2-15:2021）、主に以下内容の個別要求事項が整理済み。
 - 突然の蒸気や、熱湯の噴出がないような構造であること
 - 水を注ぎ出すときに蓋が離れて落ちない構造であること
 - 前後左右の4方向の転倒流水対策試験を行い、各流出水量の値が50ml以下であること 等
- 電気用品安全法令においても、最新の安全対策が反映されたJISを技術基準解釈に採用するべく、同通達別表第12で整合規格として採用している電気湯沸器を含む液体加熱機器の規格について、JIS C 9335-2-15:2021を採用済みであり、旧来規格のJIS C 9335-2-15:2004は本年7月31日に経過措置が終了予定。
- 他方、旧来（平成25年6月末時点）の技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理している別表第8については、全体として別表第12への一本化に向けた検討に時間を要している都合、現段階においても、電気湯沸器の転倒流水対策について明記されていない状況。
- 事故未然防止の観点から、電気湯沸器の転倒流水対策は重要であるところ、今般、同対策については、別表第8全体の別表第12への一本化に向けた議論に先駆け、別表第12で採用しているJIS C 9335-2-15（最新版はJIS C 9335-2-15:2023）の内容を別表第8に反映する。



2. スケジュール（案）

パブリックコメント等の所定の手続を経て、令和6年中を目処に改正する（経過措置は2年を想定）。

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し**
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

電気用品の雑音強さの見直し

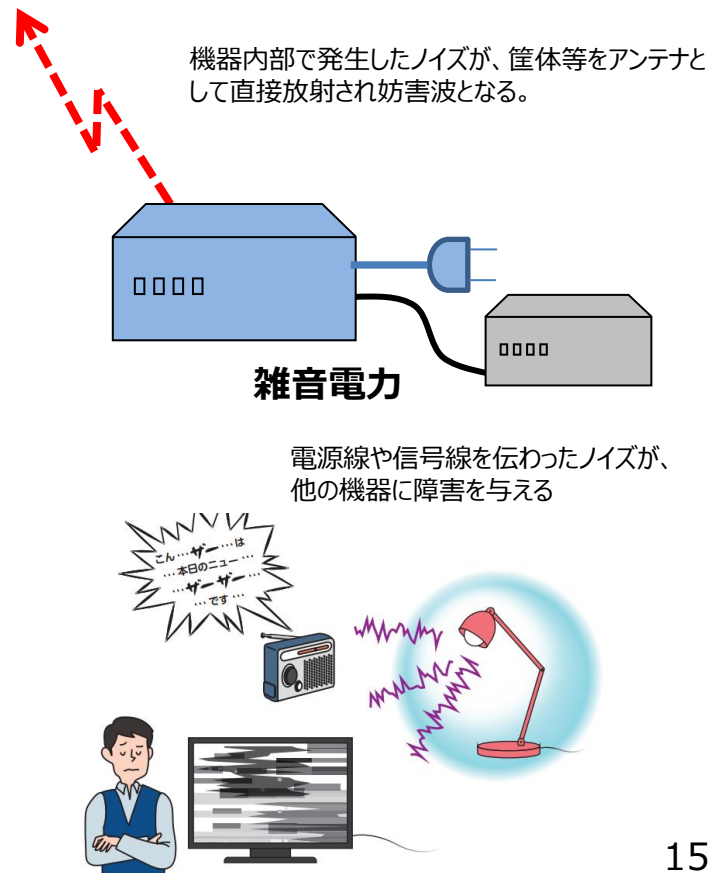
- 電気用品の電波雑音の測定方法や許容値等について、最新の国際規格であるCISPRに準拠させることを念頭に、段階的に見直し検討を進めているところ、令和5年8月1日、マルチメディア機器や家庭用医療機器について、国際規格であるCISPR32等に準拠するための技術基準解釈の見直しを行った。
- 現在、電気用品調査委員会において325品目について電波雑音に関する検証が進んでいるところ、検証が完了した品目から、技術基準解釈の見直しを行う。

見直しの背景

- 電気用品の電波雑音の測定方法や許容値等については、技術基準解釈通達において、基準を明確にしている。
 - しかし、昭和62年5月に電気用品調査委員会による中間報告書において、採用されたものが多く、その後の新しい製品や技術発展への対応は十分ではない。
 - この状況に鑑み、最新の国際規格であるCISPRに準拠させることを念頭に、関係者により組織された電気用品調査委員会において、電波雑音に関する検証を行い、CISPR 32(2015:2nd)等に準拠した内容で問題ないことを確認し、問題ないことが確認できたものから順次、技術基準解釈の見直しを実施中。
 - 電気用品の雑音強さに係る技術基準解釈見直しの対応状況は以下のとおり。※1、2
- 令和3年12月28日：エル・イー・ディー・ランプを見直し
- 令和4年 8月31日：照明器具を見直し
- 令和5年 8月 1日：マルチメディア機器・家庭用医療機器を見直し
- ※1 技術基準解釈については、施行日から3年間は、なお、従前の例によることができる。
- ※2 現在、電気用品調査委員会において325品目の見直しを検討中。

電波雑音による障害のイメージ図

放射電磁妨害波



目次

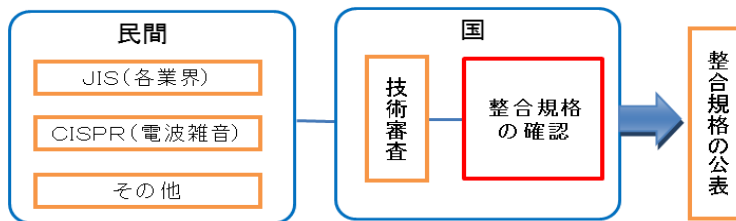
- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況**
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、JIS等公的規格が性能規定(省令)を満たしているかを確認するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループを設置。
- 今年度は、同WGを2回開催し、JISの計76規格を整合規格として採用、1規格を廃止することを確認。

1. 電気用品整合規格検討WGの概要

- (1) 性能規定化のため、電安法では技術基準省令を改正(H26.1.1 施行)。事業者における技術基準適合確認の便を図るため、整合規格の整備に当たっては最新の技術を反映させたJIS等公的規格を取り込み、性能規定(省令)を満たす「整合規格」として整備。
- (2) 整合規格案について総合的な観点から評価を行うため、製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ」を新設することについて、第1回製品安全小委員会で承認いただいたところ。



整合規格原案の確認のための体制のイメージ

2. WGメンバー

(座長) 渡邊 信公 職業能力開発総合大学校 名誉教授

次のような各分野を代表する専門家10名で構成。

- 電気用品の各分野(設備、回転機、絶縁、電気製品)
- IEC/ISOの国際標準化
- 電気分野の認定認証
- 電波雑音(EMC)
- リスクアセスメント
- 消費者

3. WG開催状況

令和4年度までに同WGを計22回開催し、計252規格について審議済み。

今年度は、同WGを2回開催し、計77規格について審議等を行った。詳細は下記のとおり。

第23回WG(令和5年5月24日) : 7規格

(内訳)

- ・採用済みのJISを、最新版の規格に置き換えるもの: 7規格

第24回WG(令和6年1月29日) : 70規格

(内訳)

- ・採用済みのJISを、最新版の規格に置き換えるもの: 7規格
- ・採用済みのJISのうち、引用する通則の年度指定のみを行った最新版の規格に置き換えるもの(従前の規格から内容修正はないもの): 62規格
- ・採用済みのJISを廃止するもの: 1規格

4. 整合規格の採用

新たに追加・廃止する整合規格については、WGでの確認後、順次技術基準解釈通達の別表第12に反映する形で採用。

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について**
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について

- 電気用品安全法の技術基準解釈は、旧来（平成25年6月末時点）の技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した別表第1から11と、国際規格に準拠した別表第12の整合規格で構成されているところ、整合規格が整備された分野から**別表第12の整合規格への一本化すべく対応中**。
- 令和4年12月には別表第9（リチウムイオン蓄電池）の見直しが完了。令和5年度は**別表第1（電線及び電気温床線）、別表第4（配線器具）、別表第7（小形交流電動機）**を別表第12に一本化するための検討を進めてきたところ、本年春頃に**パブリックコメントを実施した後、技術基準解釈への反映を行う**。
- 令和6年度は、**別表第2（電線管類）、別表第3（ヒューズ）、別表第5（電流制限器）、別表第6（小形単相変圧器及び放電灯用安定器）、別表第8（交流用電気機械器具等）**について、電気用品調査委員会等と連携して精緻な検討を進め、課題の洗い出しや作業工程等を整理するとともに、**技術基準解釈への反映を行う**。

〔電気用品安全法技術基準解釈〕

別表	電気用品	別表第12への一本化の状況
別表第1	電線及び電気温床線	令和6年中に対応
別表第2	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品	検討中
別表第3	ヒューズ	検討中
別表第4	配線器具	令和6年中に対応
別表第5	電流制限器	検討中
別表第6	小形単相変圧器及び放電灯用安定器	検討中
別表第7	電気用品安全法施行令 別表第二第六号に掲げる小形交流電動機	令和6年中に対応
別表第8	電気用品安全法施行令 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機	検討中
別表第9	リチウムイオン蓄電池	令和4年12月末に対応済み
別表第10	雑音の強さ	令和6年3月時点、132品目対応済み。 325品目について作業中

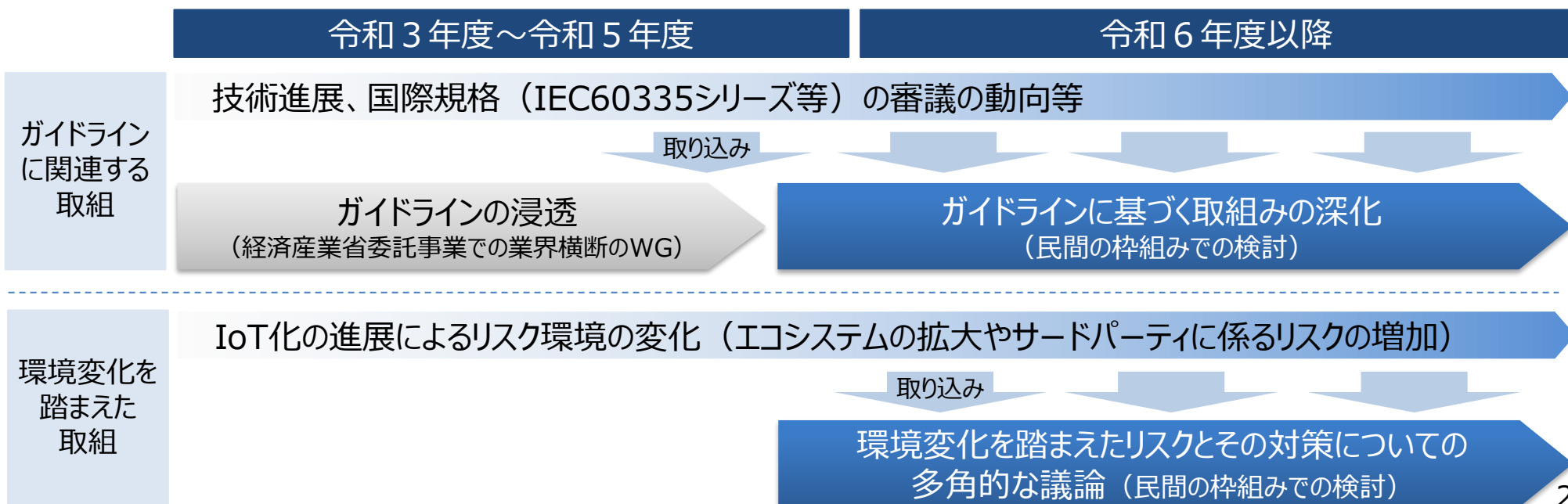
目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について

- 経済産業省は、電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組として、令和3年4月にガイドラインを策定。以降、ガイドラインの利活用促進等を目的に、概要版資料の公表（令和4年7月）や、業界横断のWG（令和4年度、令和5年度）を通じたリスクアセスメント手法の効果的な適用方法や製品種毎のユースケース・リスクシナリオの検討・整理を実施。
- 上記取組により、ガイドラインは一定の浸透が図られた。一方、今後も、技術進展や国際規格の審議が見通されていることから、ガイドラインに基づく安全設計等に係る基準やユースケース・リスクシナリオの浸透について、引き続き、民間の枠組み等を活用し、継続的に検討することが肝要。
- また、上記WGやアンケート調査において、「今後、IoT製品の製造、販売、利用等に係るエコシステムが拡大すると、サードパーティ製品※の影響を考慮したリスクアセスメントやリスクコミュニケーションが重要となる」等の意見があった。
- 以上を踏まえ、令和6年度は、民間の枠組みにおけるガイドラインに基づく安全設計等の検討、IoT化に伴うエコシステムの拡大等の環境変化を踏まえたリスクとその対策に関する多角的な議論を促進する。

※本資料では、資本関係がない企業・組織や当該企業等との取引、及び、当該企業等が製造し、自社が仕様を決められないパーツやソフトウェア、遠隔操作機構等のことをいう。



目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応**
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

ガストーチの安全対策

- ガストーチは、点火装置とノズルから構成され、ガスカートリッジを接続し、高温の炎を噴出させる燃焼器具。
- 近年、構造や品質管理が不十分な海外製品による火災や火傷などの事故が国内で頻発。
- 2024年2月には、日本ガス石油機器工業会が主体となって、「危ないガストーチ」の購入・使用を控えるよう消費者に呼び掛け。
- その上で、ガストーチによる事故を防止し、安全確保を図る観点から、具体的な検討を進めていく。

危険なガストーチに関する注意喚起

**「安全性に疑いのある」危ないガストーチは
買わないで！使わないで！ください**

携帯型ガスボンベを使うガストーチは、炎と燃料を手に持って取り扱うものです。安全性に疑いがある商品の場合は「手元まで大きな炎につつまれる」「大きな炎が消えない状態になる」など、**火傷**や**火災**の危険性があります。
危険な製品は使わないように、注意してください。

危ない!!

危ないガストーチとは

1 使うカセットボンベが指定されていない

- ガストーチとガスボンベがぴったりとはまり合わない、ガス漏れの危険性があります。
- ガスの成分がガストーチに合わない、異常燃焼する危険性があります。

！ガストーチと接続するカセットボンベは指定されているもの同士でなければなりません。使うカセットボンベが指定されていないガストーチは使わないでください。
(指定されるカセットボンベにも、このガストーチに使うことが明示されている必要があります。)

2 使い方が理解できる取扱説明書がない

- ガストーチの性能と使い方は、メーカー機種によって大きな違いがあります。
- 使い方と取扱い上の注意が正確に理解できる取扱説明書が必要です。

！海外製品が日本で販売される場合でも、正しい日本語の取扱説明書がついていることは必須です。

！安全を確保するための十分な内容がきちんと書かれているかよく読んでください。

3 万一事故が起きた時に対応してくれる直内の連絡先電話番号がわからない

- ガストーチの事故が多発しています。万一事故が起きた時、連絡する会社とつながる電話番号が必要です。
(携帯番号やメールアドレス・ホームページURLでは、緊急時の迅速な対応に難航します。)
- 連絡先が不明な場合、被害の規模も受けられず、大きな被害をこうむる可能性があります。

！日本国内で事故が発生した時にきちんと対応してくれる会社の連絡先が書いていない場合は危険です。

！事故発生時に責任を負う対応してくれる会社の電話番号が書かれているか確認してください。

※使用前にガス漏れの音や臭いがする製品は使わないでください。

国内に流通する主なガストーチ製品

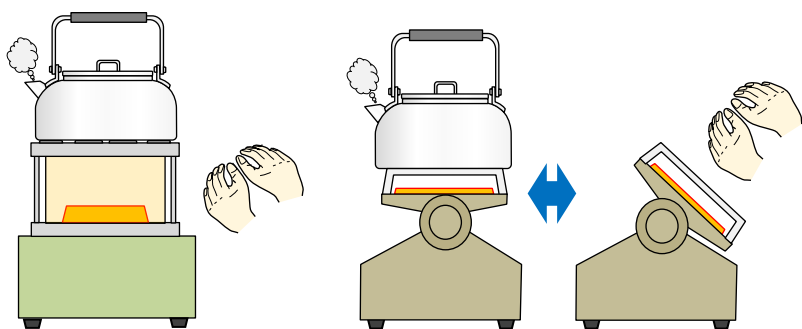
トーチの長さ	CB缶(カセットボンベ)を使用するもの		アウトドア缶を使用するもの		ねじ込み缶(吸収体入り)を使用するもの
	接合部から火口までが350mm以下のもの	接合部から火口までが350mmより長いもの	接合部から火口までが350mm以下のもの	接合部から火口までが350mmより長いもの	
主な用途	家庭でのあぶり調理など	草焼き(農業用)、路面標示など	木炭や焚火への着火など	草焼き、土壌の害虫駆除など	配管溶接等の現場業務、店内でのあぶり調理など、主に産業用途
外観イメージ					

液化石油ガス器具等の今後の対応

- こんろとストーブの機能を併せ持つ「複合品」としてのガス燃焼器具や、カートリッジガスこんろのうち、五徳（ごたく）を用いない加熱調理器具など、現行の液石法の技術基準の取扱いが不明確な製品が存在。
- こうした製品については、海外製を中心に製品の安全性の確認がなされていないまま流通しているものも存在。このため、これらの製品における技術基準の解釈通達上の取扱いについて明確化すべく、検討を進める。

複合品の例

（カートリッジガスこんろとガスストーブの組合せ）



【課題】

調理及び暖房の2つの用途に使える機器でありながら、両基準に適合しておらず、事故のおそれがある製品がネット市場で流通。

カートリッジガスこんろに該当する加熱調理器具（「グリル等」の製品例）



五徳（ごたく）



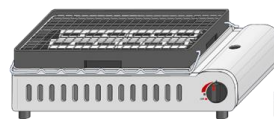
グリル



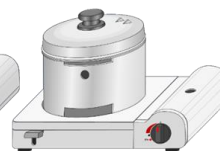
鉄板焼き器



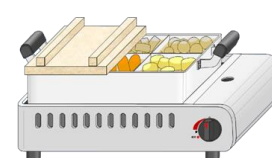
たこ焼き器



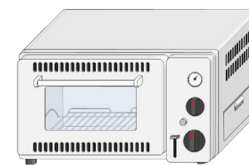
網焼き器



炊飯器



おでん鍋



オーブン

【課題】

カートリッジガスこんろでありながら、「五徳（ごたく）」がない製品が存在し、液石法上の位置付けが不明確。

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更**
- 11 危害防止命令に係る対応について

家庭用品品質表示法（家表法）での表示規程の変更

- 近年になって市場での流通量の増えた下記 2 製品について、品質や注意事項に関する必要な表示内容を規定するもの。

① **アクリレート繊維**：吸湿発熱素材として、1996年頃より製品化され始めた化学繊維。アクリレート繊維は高い水分率を有しており、2020年に公定水分率、「アクリレート」の用語定義がJIS化されたが、家表法の繊維製品の**混用率**※¹の測定方法はJISL1030-2を用いており、**混用率が実態と異なる数値**で表示され、表示者（メーカー）及び消費者の混乱を招きやすい状況。

→ **アクリレート繊維の水分率**について、今回の**JISL1030-2（混用率試験方法）の改正**予定を受け**国際規格に沿った数値（30%）を規定し、混用率の表示を適正化**。

② **酸性系クレンザー**※²：家表法の旧・雑貨工業品品質表示規程の制定時（1997年12月）にはなかった**酸性系クレンザー**が、**現在、広く流通する**ようになったが、「まぜるな危険」等の**特別注意事項の表示がない**ものもある。

→ **酸性系クレンザーへの特別注意事項の表示等**を規定し、**塩素ガス発生**の予防への注意喚起。

- いずれも**2025年当初の規程改正**（官報告示）に向けて、消費者庁及び業界等と調整中。

※ 1）製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合を百分率(%)で表示。この場合の質量は繊維の水分率を加味した質量にて算出。

※ 2）水回り設備にできる水垢などを酸と研磨剤で落とすクレンザー。

繊維製品表示規程の改正（アクリレート繊維）

（1）別表第三に追加

繊維	水分率
アクリレート繊維	30.0 %

※JISでは「アクリレート」の水分率が30%であるのに対し、繊維製品表示規程に定められておらず、「その他人造繊維」の水分率0.0%が適用されている。

（2）別表第六に追加

JISL-0204-2,ISO2076の改正により定義化された用語「アクリレート」を繊維の名称を示す“指定用語”に加える。

分類	繊維等の種類	指定用語
合成繊維	アクリレート繊維	アクリレート

雑貨工業品品質表示規程の改正（酸性系クレンザー）

雑貨工業品品質表示規程 二十八（台所用、住宅用又は家具用の磨き剤）

クレンザーにおいて、現行の塩素系と同様に、酸性についても特別注意事項及び試験方法の記載を行い、品質表示の適正化を図り、塩素ガス発生に対する注意を促す。
【特別注意事項】…**下記3点すべての表示を要求**

まぜるな危険

酸性タイプ

塩素系の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て**危険**である旨

目次

- 1 乳幼児の誤飲による事故の防止
- 2 ポータブル電源の安全対策
- 3 リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 4 電気湯沸器の安全対策について
- 5 電気用品の雑音強さの見直し
- 6 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 7 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について
- 8 電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組について
- 9 ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応
- 10 家庭用品品質表示法での表示規程の変更
- 11 危害防止命令に係る対応について

危害防止命令に係る対応について①

1. 危害防止命令発出について

- 消費生活用製品安全法第39条に基づき、国から**危害防止命令を発出**した案件は、過去に3件。
- 命令対象の事案は、いずれも複数の死者を出した社会的問題となった事案。

(1) 松下電器産業製石油温風暖房機による一酸化炭素中毒死亡事故

1985年から1992年までに製造した松下電器産業製の石油温風暖房機によるCO中毒事故が、2005年1月から4月までに3件発生（死亡1名）。同社は**リコールを実施**したが、同年11月に新たに1件の事故が発生（死亡1名）。

- ・ **2005年11月、緊急命令**を発動。**リコール実施率は77.9%**（総販売152,132台、対応済118,570台） ※（2024年1月現在）
- ・ 直近の回収状況：2023年11月は9台、12月は8台、2024年1月は7台を回収。

(2) パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故

1980年から1989年に製造されたパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器によるCO中毒事故が、1985年から2005年に28件発生（死亡21名）。安全装置が不正改造されたことにより不完全燃焼が起こったこと等が原因。

- ・ **2006年8月、緊急命令**を発動。
- ・ **2008年6月、危害防止命令**を再発動。**リコール実施率は99.9%**（回収対象21,408台、回収済21,404台） ※（2024年1月現在）
- ※なお、同社が実際に現場点検した同社製給湯器は68,562台（リコール対象品以外も含む）
- ・ 直近の回収状況：2023年11月、12月及び2024年1月の回収実績なし。

(3) TDK製加湿器による火災事故

1998年から1999年に製造されたTDK製の加湿器による発煙・発火事故が発生し、同社は1999年から**リコールを実施**。発煙・発火による非重大製品事故が46件発生していたが、2013年2月に火災事故が発生して5名が死亡。

- ・ **2013年3月、危害防止命令**を発動。**リコール実施率は74.5%**（総販売51,762台、回収済38,577台） ※（2024年1月現在）
- ・ 直近の回収状況：11月は0台、12月は0台、1月は3台を回収。

<消費生活用製品安全法>

第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、（略）必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る**当該消費生活用製品の回収を図ることその他**当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために**必要な措置をとるべきことを命ずることができる**。

危害防止命令に係る対応について②

2. 危害防止命令の今後の在り方に向けた検討（案）

- 危害防止命令を発動した3件については、当該企業による製品回収の状況と毎月の点検結果等について、経済産業省に対する報告を求めている。
- 命令発出から年月が経ち回収実績が低調となる中、安全確保を図るため、製品回収や点検結果等の報告をどのように求めていくか。

【参考】消費生活用製品のリコールハンドブック2022における記載

1. リコールの終了

消費者の手元の製品が全て把握され、回収後のリコール対応が完全に実施された、すなわち回収率（実施率）が100%になれば、リコールは終了となります。

2. 自主リコールの進捗報告の終了基準

- ①リコール要因となった製品事故が3年以上発生しておらず、かつ、リコール実施率又は市場残存率を勘案した補正実施率が90%を超えた時点
- ②リコール要因となった製品事故が3年以上発生しておらず、かつ、リコール実施事業者の努力にも関わらず、リコール実施率が2年間頭打ちに達している時点

※開始後1年目は3か月ごと、開始後2年目以降は半年ごとの報告を求めている。